

答弁書第二五号

内閣参質一六六第二五号

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員小川敏夫君提出放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員小川敏夫君提出放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問に対する答弁書

一及び二について

文部科学省としては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に基づく施設検査、定期検査等において、設置当初のチャコールフィルターの透過率が御指摘の通知に記載されている値であることを前提として、廃棄施設に設置されたチャコールフィルターが同法に定める基準に適合するようフィルターの厚さ、フィルター性能を維持する必要がある場合はその交換頻度等が適切に検査されるために必要な措置を講じるとともに、指導に努めているところであり、今後とも同法の適正な運用に努めてまいりたいと考えている。

